

香川県広域水道企業団週休2日制モデル工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における現場閉所による週休2日（完全週休2日（土・日曜休み）又は4週8休相当）の確保に向けた課題を把握するために実施する香川県広域水道企業団週休2日制モデル工事（以下「週休2日制モデル工事」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日制モデル工事は、受注者希望型として全ての工事（通年維持工事や応急対応工事等の緊急対応が必要な工事を除く。）を対象とし、受注者から工事着手前に受注工事を週休2日制モデル工事で施工する旨の申し出があった場合において、発注者が適当と認めた工事とする。

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成時までの期間（年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間を除く。）とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか発注者が事前に対象外としている期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間等）は含まない。

(休工日の確保)

第4条 週休2日制モデル工事の受注者（以下「受注者」という。）は、対象期間中、4週8休相当以上の現場閉所を行ったと認められる状態にしなければならない。また、完全週休2日の場合は、原則として、一週間のうち土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。ただし、災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業は、この限りでない。

2 受注者は、休工日の振替を行うことができる。ただし、完全週休2日の場合は、やむを得ず土曜日又は日曜日を休工日にできない場合は、前後7日以内の土曜日又は日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うものとする。

3 受注者は、完全週休2日において、降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、直後の土曜日又は日曜日と振替を行うことができる。

(休工の定義)

第5条 休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(入札公告等における記載)

第6条 発注者は、協議により受注者希望型の週休2日制モデル工事とすることが可能な場合は、入札公告等に週休2日制モデル工事とすることが可能であることを明示するとともに特記仕様書にも記載するものとする。

(工事着手前の確認手続き)

第7条 受注者は、受注者希望型の週休2日制モデル工事の実施を希望する場合は、工事着手日までに、完全週休2日又は4週8休相当のいずれかを選択したうえで、工事打合せ簿にその旨記載し、休工日が確認できる工程表とともに工事監督員に提出しなければならない。

2 工事監督員は、前項の工事打合せ簿が提出された場合、受注者と工程について協議し、受注者希望型の週休2日制モデル工事の実施の適否について、受注者に工事打合せ簿で通知するものとする。

(工事中標示板)

第8条 受注者は、週休2日制モデル工事の実施が認められた場合、工事中標示板に、前条第1項で選択した完全週休2日又は4週8休相当である旨を記載するものとする。

(休工日に現場作業を行う場合の措置)

第9条 受注者は、休工日に現場作業を行う場合は、事前に口頭又は工事打合せ簿により工事監督員に報告しなければならない。なお、事前に口頭により報告する場合は、後日速やかに工事打合せ簿により報告を行わなければならない。また、工事打合せ簿には、その理由、振替対応の有無及び振替日を記載するものとする。

(振替により休工日以外を休工とする場合の措置)

第10条 受注者は、前条によらず、振替により休工日以外を休工とする場合は、事前に口頭又はその理由を記載した工事打合せ簿により、工事監督員に報告しなければならない。なお、事前に口頭により報告する場合は、後日速やかに工事打合せ簿により報告を行わなければならない。

(出来形数量提出時の実施状況の報告)

第11条 受注者は、水道工事共通仕様書1-4-23に規定する出来形数量の提出時に、休日確保の状況を工事監督員に工事打合せ簿で報告しなければならない。また、必要に応じて、現場の休工実績が記載された工事日報等の資料を提示しなければならない。なお、工事監督員は、当該資料を確認した後に受注者に返却するものとする。

(工事完成時の実施状況の報告)

第12条 受注者は、工事完成時に前条の休日確保の状況を記載した工事日報及び第8条の工事中標示板の写真を工事監督員に提出しなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組み)

第13条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の負担)

第14条 発注者は、受注者が週休2日制モデル工事を実施した場合は、次の(1)から(3)までの現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)に応じて経費の補正を行ったうえで、変更契約を締結するものとする。なお、現場閉所率は、対象期間の現場閉所日数を対象期間の日数で除した割合で求めるものとする。

- (1) 4週8休相当以上：28.5% (8日/28日) 以上
- (2) 4週7休相当以上：25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満
- (3) 4週6休相当以上：21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満

(工事成績評定)

第15条 週休2日制モデル工事を実施した場合であっても、工事成績評定の加点は行わないものとする。

(アンケート調査の実施)

第16条 受注者は、竣工検査日までに、発注者が実施するアンケートに回答しなければならない。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。